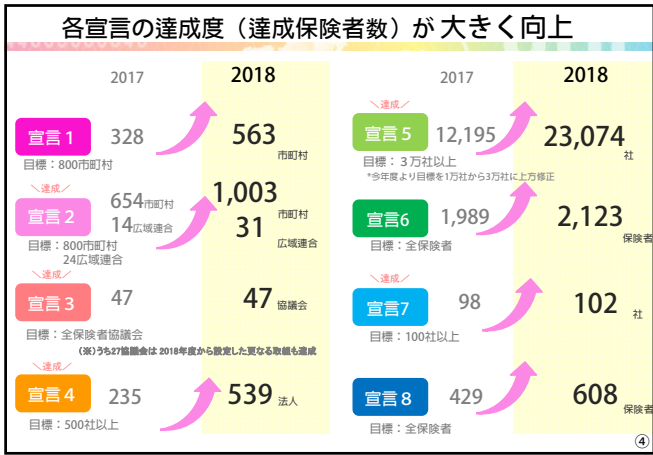


- ### 健康なまち・職場づくり宣言2020
- 宣言1** 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。
 - 宣言2** かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。
 - 宣言3** 予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。
 - 宣言4** 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。
 - 宣言5** 協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。
*2018年度より目標を1万社から3万社に上方修正。
 - 宣言6** 加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。
 - 宣言7** 予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。
 - 宣言8** 品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用助長など、使用割合を高める取り組みを行う。

「平成30年度保険者データヘルス全数調査」

■調査対象：全保険者（平成30年4月以降設立の保険者は調査対象外とする。）
■回答期間：平成30年6月18日から平成30年7月13日まで
■回答率

| 保険者種別 | 市町村国保 | 広域連合 | 健保組合 | 共済組合 | 国保組合 | 協会けんぽ <small>※47支庁のなか 脱保保険を含む</small> | 保険者協議会 <small>※保険者協議会を除く</small> | 合計 |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|--|-------------------------------------|-------|
| 回答数 | 1,631 | 47 | 1,294 | 82 | 155 | 48 | 47 | 3,257 |
| 対象数 | 1,716 | 47 | 1,384 | 85 | 162 | 48 | 47 | 3,442 |
| 回答率 | 95.1% | 100% | 93.5% | 96.5% | 95.7% | 100% | 100% | 94.7% |



宣言1 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

2018年度の達成状況 **563 市町村** 対昨年 172%

【達成要件】

- ①加入者等の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント数に応じて何らかの報奨を設けるなど、インセンティブの仕組みにより加入者等の予防・健康づくりを推進する事業を実施していること。
- ②事業実施の際、インセンティブが加入者の行動変容につながったかどうか効果検証を行っていること。

※①・②は必須要件

宣言2 かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

2018年度の達成状況 **1,003 市町村** 対昨年 154%
31 広域連合 対昨年 222%

【達成要件】

生活習慣病重症化予防の取組のうち、

- ①対象者の抽出率が明確であること
- ②かかりつけ医と連携した取組であること
- ③保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること
- ④事業の評価を実施すること

③取組の実態にあたり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有）を図ること

※取組方法については、受診勧奨・保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じた適切なものを選択する。

※取組は糖尿病重症化予防にかかる取組を対象としているが、後期高齢者は、その特性からそれ以外の取組についても対象とする。

※①②③④は必須要件、⑤は糖尿病重症化予防にかかる取組について必須要件

